

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和七年二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

旧	新	施設の開設主体及び名称	所在地
医療法人全和会 介護老人保健施設 ビッラ・ベッキア	医療法人社団明雄会 介護老人保健施設 エスポワール秩父		埼玉県秩父市二千七百四十四番地